R6.7.16 現在

無期雇用職員の継続雇用制度に関する質疑応答集

Q1. 事務限定職員という名前は，どうなりますか？
A1. 人事課が提示する雇用条件を受ける場合には，無期雇用職員就業規則が適用され，職名は変わらず，「継続雇用」という呼称が付与されます。
　ただし，特定区分や特殊区分の無期雇用職員の場合，特例措置として，研究室等が有期雇用職員として提示する雇用条件の場合には，有期雇用職員就業規則が適用され，「事務支援員」となります。

Q2. 特定区分及び特殊区分の無期雇用職員が，定年後，特例措置により，有期雇用職員になった場合，勤務等記録簿は，どうなりますか？
Q2. 有期雇用職員としての勤務等記録簿になります。

Q3. 継続雇用を希望しない場合には，自己都合退職になりますか？
A3. 定年退職となります。

Q4. 無期雇用職員を定年後，有期雇用職員となった場合，その後再び無期雇用職員に戻ることは出来ますか？
A4. できません。無期雇用職員として定年しており，継続雇用制度のない有期雇用職員就業規則適用者となられているためです。

Q5. 定年を迎えた後，再雇用となった場合，年次休暇は，消失するのでしょうか？
A5. 残日数が引き継がれます。ゼロになることはありません。

Q6. 特定区分及び特殊区分の特例措置について，担当教員への説明はどうなっていますか？
A6. 対象となる担当教員へは人事課から個別に通知を出す予定です。

Q7. 一般区分において，定年退職後の高年齢者ポストというのは，現所属ということはないのでしょうか，必ず勤務部署は変わるのでしょうか。
A7. 経理業務室となります。

Q8. 継続雇用を希望するとき，面接や職員証，誓約書など手続きは，また新たに発生しますか？
A8.
　①人事課から提示いたします雇用条件（時間給単価：無期雇用職員基準時間給区分 1（現行 1,390 円）の 90/100，勤務時間：週5日25時間，勤務場所：経理業務室）を受けて頂く場合は，面接は行いません。
　②特定区分及び特殊区分の方が，特例措置により，有期雇用職員になる場合は，ご本人と担当教員等（雇用経費負担者）との間で面談を行い，雇用条件について確認していただきます。
　③誓約書は，採用時及び雇用更新時，労働条件通知書が発行されるごとに，ご提出いただいておりますので，継続雇用される場合も必要です。
　④給与形態が変わる場合（年俸→時給，時給→年俸）は，職員証の再発行は必要です。また，有効期限にもご注意ください。

Q9. 有期雇用職員の定年は，65歳ですか？
A9. 規則上，有期雇用職員に定年はなく，雇用の最長が，65歳以下という雇用年齢の制限になります。

Q10. 65歳まで有期の公募に応募することは可能ということでしょうか？
A10. そのとおりです。

Q11. 人事課から提示された継続雇用ポストについて，一度は受けるとしたが，その後，諸事情により辞退することは出来ますか。
A11. 辞退できます。なお，一度継続雇用ポストを受けた後，他の有期雇用の募集に応募することは妨げません。

Q12. 人事課から提示された継続雇用ポストについて，一度は辞退したが，その後，事情が変わったので，辞退を取り消すことは出来ますか。
A12. 人事課から提示した継続雇用ポストを，一度辞退した場合，いかなる理由があっても取消（再受諾）することはできません。

Q13. 現在，一般区分の無期雇用職員として所属している部署から自分と同ポストの有期雇用職員ポストを公募していた場合，応募することは出来ますか。
A13. 応募できません。
本学の方針として，継続的に必要なポストは定年で退職された方の後も無期雇用職員ポストとして公募する様にしていますが，そのポストに応募が無かった場合や採用まで至らなかった場合で，次の無期雇用職員ポスト設置の時期まで欠員では業務に支障を来す場合のみ，同ポストの有期雇用職員ポストでの公募を認めております。
しかし，無期雇用職員定年後の方が同ポストの有期雇用職員ポストへ応募することはお断りしております。
定年制が職員の新陳代謝を促すためであることをご理解ください。